

国民健康保険・年金

1 保険

■国民健康保険

国民健康保険は、地域に住む人たちが、ふだんからそれぞれの収入に応じお鐘を出し合い、これに国の補助金を加え、病気やけがなどの医療費にあてようという、相互扶助を目的として運営されています。

【加入や脱退の届け出】

加入や脱退、又は家族に異動があった場合、世帯主は必ず14日以内に届け出なければなりません。（次ページの表を参照ください）

次のようなときは、必ず14日以内に届け出てください。

【国民健康保険に加入する人】

わが国は国民皆保険制をとっていて、各職場の医療保険（健康保険・共済組合・船員保険など）に加入しているか、生活保護を受けている人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

平成20年4月から、65歳から74歳で一定の障がいがある人は、希望により長寿医療制度（後期高齢者医療制度）か国民健康保険いずれかの適用を受けます。75歳以上の人は全て後期高齢者医療制度の対象者となります。

【受けられる給付】

国民健康保険で受けられる給付は、105～106ページの表のとおりです。

【退職者医療制度】

平成20年4月から、会社や役所に勤めて退職し、国民健康保険に加入し、厚生年金や共済年金を受給している65歳未満の人（年金の加入期間が20年以上か、40歳以降10年以上）とその65歳未満の扶養家族は、退職者医療制度が適用されます。

医療機関での負担金は、本人、家族ともに3割です。

【国民健康保険で届出が必要な場合】

	こ ん な と き	必 要 な も の
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書、印かん、運転免許証・パスポート等の本人確認ができるもの
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の人が加入したとき	外国人登録証明書
国保を脱退するとき	他の市町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護を受けはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の人が脱退したとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	運転免許証・パスポート等の本人確認ができるもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん

【保険税】

保険税は、国民健康保険の資格の発生した月から月割で計算された納付書で納めることになります。

保険税の額は年間の医療費の推進をもとにして決定された税率等により算定されています。そのため、保険税を納め忘れていたり、滞納していると、国民健康保険の財源が確保できないばかりでなく、保険給付が制限されることがありますので、決められた日までにきちんと納めるようにしましょう。

なお、無理なく納められるよう納付方法について相談に応じるほか、災害など特別の事情で保険税が納められない場合は、減免される制度もありますので相談して下さい。

■交通事故に遭ったら

国民健康保険の加入者が、交通事故等第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合、その治療費は加害者が全額負担することになっていますが、国民健康保険が一時立替え払いをし、あとで加害者に返還してもらいます。

この場合、治療を受ける前に「第三者行為による傷病届」を提出しなければなりません。

『国民健康保険で受けられる給付と手続き』

区分	こんなとき	手続きおよび必要なもの	給付の内容
療養の給付	病気やけが、歯の治療を受けるとき	国保を取り扱う病院、医療機関の窓口へ保険証を提出	治療費の7割、就学前児8割、70歳以上者9割（一定以上所得者7割）を現物支給
療養費の支給	やむを得ない理由で保険証が使えなかったとき	事情をよく審査したうえで支払います 支払った費用の領収書、診療報酬明細書（病院などが発行したもの）、印かん、世帯主の通帳	書類を添えて、申請書とともに国保年金係へ提出してください 審査（国保連合会）後、保険診療分の7割について払い戻しが受けられません 就学前児8割、70歳以上者9割（一定以上所得者7割）を現金給付（金融機関振込）
	病気やケガなどで移動が困難な人が、医師の指示によりやむをえず入院や転院などのために医療機関に移送されたとき	医師の意見書、かかった費用の領収書、保険証、印かん、世帯主の通帳	
	柔道整復師・はり・きゅう・マッサージ師などの施術を受けたとき	保険医の同意書、かかった費用の領収書、保険証、印かん、世帯主の通帳	
	コルセット、ギブスなどの補装具、輸血のための生血代	医師の診断書、かかった費用の領収書、保険証、印かん、世帯主の通帳、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書（生血代）	
高額療養費の支給	同じ月内に同じ医療機関で医療費が自己負担限度額80,100円（医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）、上位所得者は150,000円（医療費が500,000円を超えた場合はその1%を加算）、住民税非課税世帯は35,400円、および同じ世帯で1人21,000円を超えた合算額が自己負担限度額を超えた金額 ※1年以内に4回以上受ける場合は、4回目から44,400円 （住民税非課税世帯は24,600円、上位所得者は83,400円を超えた場合） 次ページの表 『高額療養費自己負担限度額』 『高額療養費70歳以上』 参照	該当者には国保年金係から通知（診療月の2～3か月後） 印かん、保険証、世帯主名義の振込先がわかるもの ※70歳未満の人は入院前に「限度額摘要認定証」の申請をすると、窓口での支払いが自己負担限度額までになります（保険税完納が条件）印かん、保険証 ※特定の病気で厚生労働大臣が指定したもの（血友病および人工透析治療を必要とする慢性腎不全）については、国保年金係へ申請し「療養受療証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出すると、1万円（「慢性腎不全」で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円）を超えた差額が現物給付されます	自己負担限度額との差額が支給されます （入院、外来は別計算で、差額ベッド代などは対象外） ※医療機関への支払いが困難な世帯は、支給見込額の8割までの貸付制度もあります （保険税完納が条件）
入院中の食事代	住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱ（表『所得段階の目安』参照）の人が入院し、食事療養費を支払うとき	国保年金係へ申請し「減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出	標準負担額1食につき260円が、210円に減額されます（ただし、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合は160円に、低所得Ⅰは100円に減額されます）
海外療養費の支給	海外旅行中などに国外で受けた診療について	診療内容明細書・領収明細書（日本語の翻訳文が必要です）保険証・印かん・申請請求書・世帯主の通帳 ※海外に行かれる前にご相談ください	申請により保険診療として認められれば、一部負担割合に応じた給付決定額があとで支給されます

『国民健康保険で受けられる給付と手続き』

区分	こんなとき	手続きおよび必要なもの	給付の内容	
入院する時の食事代	1食あたり			
	一般（下記以外の人）		260円	
	住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院		210円
		90日を超える入院（過去12ヶ月の入院日数）		160円
	低所得Ⅰ		100円	
※住民税非課税世帯・低所得Ⅱ・Ⅰに該当する人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となります。また90日を超える入院の場合にも申請が必要です。 ◎該当される場合は、印鑑・被保険者証を持参の上申請手続きをしてください。				
65歳以上の人の療養病床に入院する 食費・居住費	区 分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）	
	一般（下記以外の人）	460円	320円	
	住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	210円	320円	
	低所得Ⅰ	130円	320円	
※入院医療の必要性が高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、入院時の食事負担と同額の食材料費相当を負担します。				
その他の給付	加入者が出産したとき （妊娠4か月目以降の出産で、死産、流産も含む）	医師の証明を提出、保険証、印鑑、世帯主の振込先のわかるもの（通帳など）	出産育児一時金42万円が支給されます ※貸付・代理受取あり	
	加入者が亡くなったとき	葬祭を行った人の解るもの、保険証、印鑑、世帯主の振込先のわかるもの（通帳など）	葬祭費1万円が支給されます	

『高額療養費自己負担限度額』

住民税非課税世帯	35,400円
一般	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
上位所得者	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算

『4回目以降の自己負担限度額』

住民税非課税世帯	一般	上位所得者
24,600円	44,400円	83,400円

『高額療養費70歳以上』

区 分	外来+入院 (世帯単位)	
	(外来個人ごと)	
一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳以上の人は外来でかかった自己負担額を外来（個人ごと）に適用後、世帯で世帯単位の限度額を適用します。入院での負担は、世帯単位の限度額までとなります。

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

2 年金

■国民年金

国民年金制度は、国の社会保障制度の一つで、私たちが年をとったときや、万一病気やけがなどで障がい者になったときに供えて加入します。働く世代が保険料を出し、年金を受ける世代を助けるしくみになっています。

【国民年金に加入する人は】

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人です。

【任意加入】

次の人でも希望すれば加入できます。

- ・ 60歳以上65歳未満の人
- ・ 海外在住の20歳以上65歳未満の日本国籍の人
- ・ 60歳未満の人で、老齢（退職）年金を受けている人
- ・ 65歳に達しても受給資格が足りない人は、70歳まで加入できます。

【被保険者（加入者）は3種類です】

第1号被保険者	学生、フリーアルバイター、自営業、自由業、農林漁業従事者など
	厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていない配偶者
第2号被保険者	サラリーマンなど厚生年金保険の被保険者本人本人、共済組合の組合員
第3号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入に扶養されている配偶者

【こんなときは届け出を】

国民年金の資格を取得したときや喪失したとき、内容の変更があるときに届け出を忘れると、将来、年金が受けられない場合がありますので、必ず届け出を出しましょう。

（下表を参照ください）

『国民年金で届出が必要なとき』

こんなとき	どうする	届 出 先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→国保年金係 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする （被扶養配偶者も同様）	国保年金係
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更等の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更等の手続きをする	国保年金係
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者 →国保年金係・帯広年金事務所 第3号被保険者→帯広年金事務所

【保険料の納付】

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けするためには、この間に最低25年以上の保険料を納めることが必要です。

保険料は銀行や郵便局、コンビニエンスストア等、全国どこでも納付できます。納付案内書で納める他に、指定の口座から引き落とす口座振替やクレジットカードによる決済があります。

納付期限はその月の翌月末です。一括納付する場合は保険料の割引が受けられます（前納制度）。納付期限後でも2年以内であれば納付できます（追納）。

【保険料の免除制度】

第1号被保険者は、自分自身で保険料を納めなければなりません。収入が少なく納められないときは、保険料の納付を「免除」する制度がありますので、未納のままにせず、保険年金課国保年金班に相談してください。

平成18年7月から多段階免除制度が導入され、全額免除と3種類の一部納付（免除）となりました。申請の際は、年金手帳と印かんが必要です。代理人が申請する場合は委任状が必要になります。

※承認された期間の取り扱いは次のとおりです。

①将来受ける基礎年金の受給資格期間（25年間）に合算されます。

②年金額を計算する時は、

全額免除は保険料を納めた場合の4/8

1/4納付は保険料を納めた場合の5/8

1/2納付は保険料を納めた場合の6/8

3/4納付は保険料を納めた場合の7/8

になります。

③免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納加算金あり）ができます。

【保険料の納付猶予制度】

納付が困難な30歳前までの人は、本人（配偶者も含む）の前年の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「若年者納付猶予」があります。申請に必要なものは年金手帳と印かんです。代理人が申請する場合は委任状が必要になります。

【学生納付特例制度】

学生の場合、本人（配偶者も含む）の前年度の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「学生納付特例制度」があります。申請には年金手帳と学生証（在学期間がわかれば写しでも可）印かん、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

【継続申請もできます】

全額免除、納付猶予は、申請時に申し出ると、翌年度以降も継続することができます。

同一校に在学中であり、「学生納付特例制度」で承認されていれば、学生証の提示がなくても社会保険庁から届くはがきで継続申請ができます。

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■老齢基礎年金

25年以上(免除期間を含む)保険料を納めた人が、65歳になってから受けられる年金です。

※年金を受けるために必要な期間とは

- ①保険料を納めた期間
- ②免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が、加入しなかった期間
- ⑤昭和36年4月以降の厚生年金の期間

《これらの期間を合算して、原則として25年以上の期間が必要です。》

【老齢基礎年金満額（平成20年度）】

792,100円（月額66,008円）

（計算式は下記の通りです。）

【老齢基礎年金の計算式】

792,100円×

$$\frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{4}{8} + \text{保険料を4分の3免除された月数} \times \frac{5}{8} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{6}{8} + \text{保険料を4分の1免除された月数} \times \frac{7}{8}}{\text{加入可能年月} \times 12 \text{ (月)}}$$

加入可能年月×12（月）

【老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求】

老齢基礎年金は希望により60歳から又は65歳以降に、と受け取る時期を選ぶことができます。

- ①昭和16年4月1日生まれ以前の方は、年ごとに減額率、増額率が決められています
- ②昭和16年4月2日生まれ以降の方は、月ごとに0.5%ずつ減額、0.7%ずつ増額されます
ただし、繰上げ請求の場合、次のような点に注意してください
 - イ) 減額率は一生変わりません
 - ロ) 遺族年金と老齢基礎年金は65歳までいずれか一つの年金になります
 - ハ) 障がい者になっても障がい年金は受けられません
 - ニ) 寡婦年金は受けられません

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■障がい基礎年金

国民年金に加入中に病気やけがなどによって障がい者になったときや、20歳以前の病気やけがなどによって障がい者になった場合に受けられる年金です。

【年金を受けるためには】

- ①障がいの原因となった病気やけがではじめて医師の診断を受けた日（「初診日」）に被保険者であるとき、また、国民年金の被保険者であった人が、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき（老齢基礎年金は未請求）
- ②初診日から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内になおった場合はその日（「障がい認定日」）の障がいの程度が、国民年金法で定める1級又は2級であること
- ③初診日の属する月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
又は、平成28年3月31日以前に初診日がある時は、初診日の前々月までの1年間保険料の滞納がないこと

【障がい基礎年金の年金額】 平成20年度額

1級障がい	990,100円
2級障がい	792,100円

障がい基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳未満（障がい者は20歳未満）の子があるときは、次の額が加算されます。

1人目・2人目	各 227,900円
3人目以降	各 75,900円

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■遺族基礎年金

国民年金加入者又は受給資格期間を満たした人が亡くなった時、その人といっしょに生活をしてきた子のある妻又は子が受けられる年金です。（子とは、18歳未満（障がい者は20歳未満））

【年金を受けるためには】

- ①亡くなった人が国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること（老齢基礎年金は未請求）
- ②亡くなった人が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③亡くなった月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
又は、平成28年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと

【遺族基礎年金の年金額】平成20年度額

①妻が受ける年金の額

基本額に子の加算額を加えた額です

基本額 792,100円（月額66,008円）

子の加算額は1人目と2人目の子はそれぞれ227,900円、3人目以降は1人につき75,900円です

子どもの数	基本額	加算額	年額
1人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円
2人のとき	792,100円	455,800円	1,247,900円
3人のとき	792,100円	531,700円	1,323,800円

注：4人以上のときの加算額は、3人のときの額に1人につき75,900円を加算した額となります。

②子が受ける年金の額

遺族基礎年金の額は、受給権のある子が1人のときは基本額、また子が2人以上のときは基本額に2人目以降の子の数に応じた額を加えた額です

子どもの数	基本額	加算額	年額
1人のとき	792,100円	—	792,100円
2人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円
3人のとき	792,100円	303,800円	1,095,900円

注：4人以上のときの加算額は、3人のときの額に1人につき75,900円を加算した額となります。

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■第1号被保険者の独自給付

◆付加年金

付加年金は、定額保険料に付加保険料400円を納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。

◆寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けないで亡くなった場合、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。年金額は、夫が支給できた老齢基礎年金の4分の3の額になります。妻が老齢基礎年金を受給している場合は支給されません。

◆死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が国民年金を受けずに亡くなった場合に、支給されます。

保険料納付済期間	金 額
3～15年未満	120,000円
15～20年未満	145,000円
20～25年未満	170,000円
25～30年未満	220,000円
30～35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■特別障がい給付金

平成17年4月から、国民年金の任意加入期間に加入していなかったために、病気やけがなどで重い障がいを負って障がい年金を請求できなかった人に支給される手当てです。該当する場合は請求した月の翌月分から支給されます。

◆給付金を受けるためには

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・各共済組合加入者）の配偶者

上記のうち、当時任意加入していなかった期間に病気やけがなどで最初に病院で診断し、65歳到達の前日までに、障がい基礎年金1級または2級に該当する障がいを負っていること。

【特別障がい給付金の金額】 平成20年度額

障がい基礎年金1級に該当する	月額50,000円
障がい基礎年金2級に該当する	月額40,000円

※支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。

■国民年金基金制度

自営業者などが、サラリーマン並のゆとりのある老後を過ごすことができるように、掛金に応じた年金を支払う制度です。

これにより、国民年金も厚生年金などのように2階建てになり、より豊かな老後の生活設計が可能となります。

【国民年金基金の有利な特典】

- ①掛金は、全額が社会保険料控除の対象になります
- ②受給する年金は、公的年金等控除が適用されます

【加入できる人】

国民年金の第1号被保険者（自営業、自由業などの人および学生で、20歳以上60歳未満の人）で、国民年金保険料を納めている人です。（付加年金加入者は加入できません）

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

■国民年金の特典

◆物価スライド制

物価が変動すれば年金もスライドし、年金価値が維持されます。

◆税金が安くなる

納めた保険料は、年末調整や確定申告のときに全額社会保険料控除となります。

【窓口】 役場町民課国保年金係 電話64-0528（内線167）

生活の支援

1 生活保護

■生活保護

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなって、どうにもならなくなる時があります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、一日も早く自分たちの力で生活できるように援助するのが、生活保護の制度です。

家族全員で協力し、次のようなあらゆる努力をしても、自分たちで生活することができないときは、生活保護を受けることができます。

- ①働ける人は、能力に応じて働いていただきます。
- ②世帯にある資産（土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険など）で、保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費にあてていただきます。
- ③親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられるときは、まずその援助を受けていただき、離婚などによりひとり親家庭となった人は、養育費などを受けられるように努力していただきます。
- ④年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けていただきます。

生活保護は、世帯の家族（同じ家に住んでいる人全員）の人数や年齢などをもとに、厚生労働大臣が定めた基準により計算した月ごとの最低生活費と、世帯の全収入とを比べて、世帯の収入が最低生活費より少ない場合に、その少ない分について保護が受けられます。また、保護は原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されることとなっています。

【保護を受ける手続き】

分からない点や生活に困った場合は、保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ）に相談をしてください。

【申請に必要なもの】

申請者の印鑑・以下は家族全員の分、預貯金通帳、給与明細書（最近3カ月分）、年金・手当などの証書、生命保険証書、その他収入、資産が分かる資料

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

■生活福祉資金の貸し付け

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や、障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定のために、様々な用途に応じて資金を貸し付けいたします。

【利用できる方】

- ・低所得者世帯：世帯の収入が一定基準以下の方
- ・障がい者世帯：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ・高齢者世帯：65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯

※原則として連帯保証人が必要となります。

【貸付資金の種類】

- ・更生資金（生業費、技能習得費） ・住宅資金 ・修学資金（修学費、就学支度費）
- ・福祉資金（福祉費、障がい者等福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、中国残留邦人等国民年金追納費） ・療養、介護等資金 ・災害援護資金 ・緊急小口資金

【その他】

申込みから貸付、返済中において民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

【問い合わせ先】

新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内） 電話64-0533（内線229）
担当地区の民生委員・児童委員

その他の福祉・団体等

1 戦傷病者等に対する援護

◇ 障がい年金

恩給法の適用を受けられない旧軍属、準軍属であった人で、その在職中の公務のため負傷したり、疾病にかかり障がいの状態となった場合に戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めた障がいの程度（恩給法の特別項症から第5款症までの基準に準ずる）による障がい年金が傷病者の請求により支給されます。

◇ 療養給付

戦傷病者特別援護法による援護として傷病恩給や障がい年金を受給している人および厚生大臣の公務傷病の認定を受けた人で、指定医療機関に入通院している人について療養給付が受けられます。また、緊急その他やむを得ない事由のため指定医療機関以外の医療機関で療養を受けた場合にも療養費が支給されます。

◇ 療養手当

引き続き1年以上医療機関に入院し療養の給付を受けている人について、請求により戦傷病者特別援護法に基づく療養手当が支給されます。ただし、増加恩給・傷病年金・障がい年金などを受給している人は療養手当を受けることはできません。

◇ 戦傷病者手帳

旧軍人、軍属および準軍属であった人で戦傷病者として恩給法に基づく増加恩給や傷病年金の受給者または戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障がい年金受給者もしくは旧恩給法施行令に定める第1目症から第4目症の程度の障がいを有する人、又は公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された人に対して、その人からの請求により戦傷病者手帳が交付されます。

手帳が交付された後、戦傷病者とその介護者に対してそれぞれ戦傷病者JR乗車券などの引換証の交付が受けられます。また、戦傷病者特別援護法に基づき戦傷病者の請求により、日常生活などの向上を目的とした補装具の支給・修理が障がい（視覚・聴覚・言語機能・中枢神経機能・肢体不自由）の条件において受けられます。

◇ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者などの妻が、夫である戦傷病者などの日常生活上の介助および看護、家庭の維持のために払ってきた特別な精神的痛苦に対し、慰藉（慰謝）を目的として支給されるものです。

【問合先】

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課援護グループ

札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111 内線25-624

十勝保健福祉事務所（地域福祉係）

帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎内 電話0155-26-9080

2 戦没者遺族等に対する援護

◇ 遺族年金

軍人、軍属が在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、もしくは疾病にかかり、これによって死亡した場合で、恩給法に該当しない遺族に対して遺族年金が支給されます。

◇ 遺族給与金

準軍属が公務上又は勤務に関連して負傷もしくは疾病にかかり、これによって死亡した場合は遺族に対して遺族給与金が支給されます。

◇ 特例扶助料

昭和16年12月8日から昭和20年9月1日までの間に内地などにあった軍人が、戦争に関する勤務により傷病にかかり死亡した場合、その遺族に支給されます。

◇ 公務扶助料

軍人などが在職中公務により負傷したり、疾病にかかるなどして死亡した場合、その遺族に支給されます。また、増加恩給を受けていた人が公務以外で死亡した場合には、その遺族については増加非公死扶助料が支給されます。

◇ 弔慰金

昭和12年7月7日以後の在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷もしくは疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した軍人、軍属および準軍属の遺族に対して支給されます。

◇ 戦没者の父母等に対する特別給付金

戦没者の父母又は祖父母で、公務扶助料・遺族年金を受ける権利があり、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もいなかった戦没者の父母又は祖父母に支給されます。

◇ 戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻に対して支給されます。

◇ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変以降の戦没者などの遺族で、同一の戦没者に関し、公務扶助料などの年金給付を受ける人がいない遺族に対して支給されます。

【問合せ先】

総務省人事・恩給局

東京都新宿区若松町19-1 TEL03-5273-1400

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課援護グループ

札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111 内線25-624

十勝保健福祉事務所（地域福祉係）

帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎内 電話0155-26-9080

3 団体

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき地域社会の福祉増進を図るため、市町村の地域に配置されている民間の奉仕者であって、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動をおこないます。また、児童委員をかねています。

【活動内容】

民生委員法には次のとおり職務が定められておりますが、他にも生活保護法・老人福祉法などに、福祉行政機関に協力する旨定められています。また、法律の定めのない自主的活動や状況報告事務・社会福祉協議会がおこなう事業への協力活動なども行っています。

①調査活動

常に調査を行い、担当地区内の住民の生活実態を把握します。

②保護指導活動

調査活動や相談を受けることにより把握した保護を要する人を、民間奉仕者としての立場から保護指導します。

③社会福祉施設との連絡等

社会福祉施設と連絡を密にし、地域住民の福祉問題の解決にあたり、施設を有効かつ適切に活用できるようにします。また、施設の設置促進や整備充実に協力します。

④福祉事務所などの関係行政機関の業務に対する協力活動

福祉事務所・児童相談所・婦人相談所・保健所・公共職業安定所・家庭裁判所などがおこなう社会福祉に関する業務について、民間奉仕者として外部からその業務に協力します。

⑤生活指導

地域の人々に更生を図ることを目的とし、必要に応じて生活の指導を行います。

■主任児童委員

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、相談や援助活動を行います。

【事務局】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線223）

■社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって行政機関やその他の関係者の協力を得て、地域社会における社会福祉の問題を解決し、地域住民の社会福祉向上を目的とする民間の自主的な組織で、市町村、都道府県、全国に設置されています。

【事業の内容】

①ボランティア活動の推進 ②共同募金事業 ③高齢者の地域福祉事業 ④福祉資金の貸付 ⑤福祉用具貸出 ⑥社協だよりの発行など

【問合せ先】

〒081-0013 新得町3条南3丁目5 電話64-0533（内線229）

（保健福祉センターなごみ内）

■十勝地区身体障害者福祉協会新得町分会

身体障害者福祉法の堅実な運営に協力して適切な事業を行うとともに、常に会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的としています。

【加入できる方】

町内に居住する身体障がい者

【活動内容】

全道身体障がい者福祉大会への参加、身体障がい者スポーツ大会への参加、会員・家族花見、会員・家族の研修旅行

【事務局】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線223）

■日本赤十字社の活動

日本赤十字社は国籍・人種・宗教・政治に関係なく、人道的任務を達成することを目的として、災害救援活動や医療事業、献血事業等の活動をしています。

【事業内容】

災害救護・家庭看護法・救急法・水上安全法の普及、愛の献血運動、看護師養成、病院経営、巡回診療、引揚者救護、その他社会福祉事業など

【活動資金】

日本赤十字社の活動と運営は、皆様からお寄せいただく活動資金（社資および寄付金）によって賄われています。毎年5月～6月を「赤十字運動月間」として、行政区を通じて活動資金の募集を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【新得町赤十字奉仕団】

赤十字の理念に基づき、赤十字の使命とする人道的活動を実践しようとする方々によって地域的に結成されたボランティア組織で、地域における赤十字事業の推進役として活動を行っています。

【事務局】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

■新得地区保護司会新得分区

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

新得地区保護司会新得分区では、6名の保護司が過ちに陥った人達の更正と、明るい社会づくりのために活動しています。

【事務局】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線223）

■新得町遺族会

遺族の共通的な目的達成のためと会員相互の親睦を計り、併せて肉親を国家に捧げた者同士の慰藉激励をなすことを目的としています。

【加入できる方】

町内に居住する戦没者の遺族の方

【活動内容】

護国神社参拝および研修旅行、全道婦人部研修大会、十勝連合遺族会総会および婦人部研修会など

【事務局】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線223）

■新得町母子寡婦会

母子家庭や寡婦の方が組織し、福祉向上を図り健康で文化的な生活を目指し協力し合うことを目的として活動している団体です。

【加入できる方】

母子家庭になった時や配偶者をなくした時に、20歳未満の児童を扶養していた方。

【活動の内容】

自動販売機設置飲料販売、東北・北海道地区母子寡婦研究会、親睦交流会や研修旅行

【事務局】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

■手をつなぐ親の会

知的障がいを持つ親が助け合い、障がいを持つ子の保護と福祉増進、社会参加を少しでも進めていくことを目的としています。

【事務局】新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内） 電話64-0533（内線229）

■新得町老人クラブ連合会

老人クラブ相互の連絡調整と普及発展を図り、高齢者の福祉増進を目的としています。

【事務局】新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内） 電話64-0533（内線229）

- この冊子の内容について、おわかりにならないこと、詳しくお知りになりたいことなどありましたら、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。
- 担当につきましては、1～6ページの表および本文をご参照ください。
- 制度および手当額等は、平成22年4月を基準としています。
改定されることがありますので、ご了承ください。